

○小樽市歴史的風致維持向上協議会運営規程

制定 令和 5 年 月 日

(趣旨)

第 1 条 小樽市歴史的風致維持向上協議会の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、小樽市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当し、会長が事務局と協議の上、会議の全部又は一部を公開しないと判断したときは、会議を非公開とすることができる。
 - (1) 小樽市情報公開条例（平成 18 年小樽市条例第 5 2 号）（以下「情報公開条例」という。）第 7 条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合
- 3 第 2 項の規定により、会議を非公開とした場合は、次条に規定する会議開催の事前公表において、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第 3 条 会議を開催するときは、会議開催日のおおむね 1 週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載するとともに、会議を公開する場合は、報道機関に周知するものとする。

- (1) 会議の名称と議題
 - (2) 会議の開催の日時と場所
 - (3) 会議の公開・非公開の別
 - (4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
 - (5) 傍聴者の定員（会議を公開とした場合に限る。）
 - (6) その他必要な事項
- 2 前項の規定により公表した内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを公表するものとする。

(会議の傍聴)

第 4 条 一般傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、第 2 条第 2 項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

- 2 傍聴者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 傍聴者等は、会議開催時刻の 10 分前までに住所、氏名及び年齢を記入し、事

務局の指示に従い入室する。

- (2) 傍聴者等は、静穏に傍聴し、会議を妨害してはならない。
- (3) 傍聴者等は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。
- 3 会長は、傍聴者等が前項の規定に違反する場合は、当該傍聴者に対し、退席を求めることができる。
- 4 一般傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会長は必要に応じてこれを増減することができる。

(会議資料の閲覧)

第5条 会議を公開とした場合は、会議資料（非公開とした会議資料を除く。）を傍聴者等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第6条 会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、各委員に配布する。

- (1) 会議の開催の日時と場所
- (2) 会議の名称と議題
- (3) 委員の出席及び欠席に関する事項
- (4) 説明のために出席した者の氏名等
- (5) 会議の内容
- (6) その他必要な事項

(会議録の公表)

第7条 会議を公開とした場合は、会議録の写し又は会議録の要旨をまとめた資料（以下「会議録等」という。）を公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、公表しない。
 - (1) 発言委員の氏名
 - (2) 非公開とした事項
 - (3) 情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が公開に適さないと認めた事項
- 3 会議録等は、建設部新幹線・まちづくり推進室において縦覧に供するとともに、市のホームページに掲載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年 月 日から施行する。